

改正案	現行
<p>（パーキング・メーターの機能）</p> <p>第六条の四 法第四十九条第一項のパーキング・メーターに係る内閣府令で定める機能は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 車両を感知した時から当該車両が引き続き駐車している時間を自動的に測定すること。</p> <p>二 前号に規定する時間又は当該車両が駐車を終了すべき時刻を表示すること。</p> <p>（削除）</p> <p>三 車両が法第四十九条の三第二項又は同条第四項の規定に違反して駐車しているときは、その旨を警報すること。</p> <p>（削除）</p> <p>（パーキング・チケット発給設備の機能）</p> <p>第六条の六 法第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備に係る内閣府令で定める機能は、パーキング・チケットにパーキング・チケットの発給を受けた時刻及び前条第一項各号に掲げる事項を自動的に印字し、直ちにこれを発給する機能とする。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（免許申請書）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（</p>	<p>（パーキング・メーターの機能）</p> <p>第六条の四 法第四十九条第一項のパーキング・メーターに係る内閣府令で定める機能は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 車両を感知した時から当該車両が引き続き駐車している時間を自動的に測定すること。</p> <p>二 前号に規定する時間又は当該車両が駐車を終了すべき時刻を表示すること。</p> <p>三 作動の方法について必要な事項が表示されていること。</p> <p>四 車両が法第四十九条の三第二項又は同条第四項の規定に違反して駐車しているときは、その旨を警報すること。</p> <p>五 高さが一・二メートル以上一・五メートル以下であること。</p> <p>（パーキング・チケット発給設備の機能）</p> <p>第六条の六 法第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備に係る内閣府令で定める機能は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 パーキング・チケットにパーキング・チケットの発給を受けた時刻及び前条第一項各号に掲げる事項を自動的に印字し、直ちにこれを発給すること。</p> <p>二 パーキング・チケットの発給を受ける方法について必要な事項が表示されていること。</p> <p>三 高さが一・二メートル以上一・七メートル以下であること。</p> <p>（免許申請書）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（</p>

第二号、第四号又は第七号に掲げるものについては、提示) しなければならぬ。

一七 (略)

3 八 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)

3 (略)

(技能検査)

第十八条の二の二 (略)

2 (略)

3 前項の技能検査申請書には、技能検査を受けようとする者が法第八十九条第二項前段に規定することを証明する書類及び申請用写真を添付しなければならない。

4・5 (略)

(免許証の再交付の申請の手續)

第二十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 申請用写真

(免許証の更新の申請等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 更新申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

4・8 (略)

(取消しの申請等)

第三十条の九 (略)

第二号、第四号又は第七号に掲げるものについては、提示) しなければならぬ。

一七 (略)

3 八 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「免許用写真」という。)

3 (略)

(技能検査)

第十八条の二の二 (略)

2 (略)

3 前項の技能検査申請書には、技能検査を受けようとする者が法第八十九条第二項前段に規定することを証明する書類及び免許用写真を添付しなければならない。

4・5 (略)

(免許証の再交付の申請の手續)

第二十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 免許用写真

(免許証の更新の申請等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 更新申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、免許用写真を添付しなければならない。

4・8 (略)

(取消しの申請等)

第三十条の九 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の申出をする場合においては、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、第一項の申請書に申請用写真を添付しなければならない。
- 4 (略)

(運転経歴証明書の交付の申請の手続)

- 第三十条の十 法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。
- 2 前項の運転経歴証明書交付申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請をしようとする者は、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類を提示しなければならない。ただし、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日と同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、当該書類を提示することを要しない。

(運転経歴証明書の記載事項等)

- 第三十条の十一 運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 運転経歴証明書の番号
 - 二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日において受けていた免許の年月日及び種類
 - 三 運転経歴証明書の交付年月日
 - 四 運転経歴証明書の交付を受けた者の住所、氏名及び生年月日
 - 五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第百四条の四第二項の規定により取り消された日前五年間の自動車等の運転に関する経歴
- 2 運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の十のとおりとする。
- 3 運転経歴証明書には、当該運転経歴証明書を交付した公安委員会の名称及び公印の印影並びに当該運転経歴証明書の交付を受けた者

- 2 (略)
- 3 前項の申出をする場合においては、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、第一項の申請書に免許用写真を添付しなければならない。
- 4 (略)

(新設)

(新設)

の写真を表示するものとする。

4 運転経歴証明書に記載されている別表第二の二の上欄に掲げる略語は、それぞれ同表の下欄に掲げる意味を表すものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)

第三十条の十二 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所を管轄する公安委員会)に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 前項の届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとする。

3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

- 一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足る書類
- 二 氏名を変更した者 住民票の写し(住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、登録証明書等)

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る運転経歴証明書(当該運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類)
- 二 申請用写真

(運転経歴証明書の返納)

(新設)

(新設)

第三十条の十四 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のい

ずれかに該当することとなつたときは、速やかに、運転経歴証明書

(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した運転経歴証明書

)をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならな

い。

一 免許を受けたとき。

二 運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴

証明書を発見し、又は回復したとき。

(新設)

別記様式第十九の三の十（第三十条の十一関係）

(表)

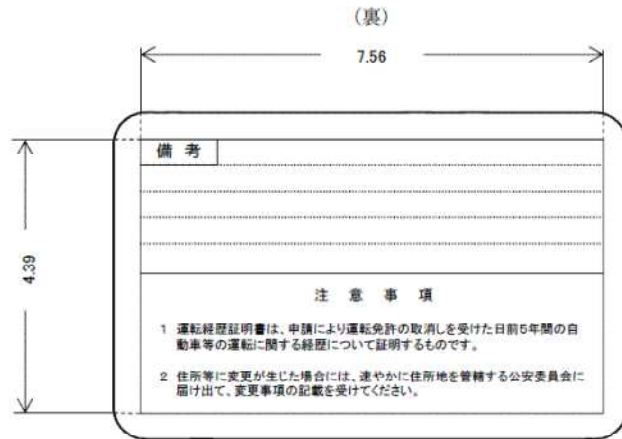
The diagram shows a rectangular form with a total width of 8.56 and a total height of 5.40. The form is divided into several sections:

- Top Section:** A rounded rectangle containing fields for '氏名' (Name) and '年 月 日生' (Date of Birth).
- Second Section:** A rounded rectangle containing fields for '住所' (Address) and '交付 年 月 日' (Issuance Date).
- Main Content Area:**
 - Centered text: **運転経歴証明書** (Driving Record Certificate) with the note **(自動車等の運転はできません)** (Cannot drive motor vehicles).
 - Bottom left: A table for license numbers. The header is '番号 第' followed by columns for '種' (Type), '年' (Year), '月' (Month), '日' (Day), and '号' (Number). Below this are three rows labeled '二種', '普通', and '一類', each with corresponding input fields.
 - Bottom right: A grid for '種' (Type) with 4 columns and 3 rows.
- Right Side:** A vertical rectangle labeled '写真' (Photo).
- Bottom Right:** A box labeled '公安委員会 印' (Public Safety Commission Seal).

Dimensions are indicated by arrows: 8.56 (total width), 5.40 (total height), 7.96 (width of the main content area), and 4.79 (height of the photo area).

(新設)

- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、牽引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



別表第二の二（第三十条の十一関係）

略語	意	味
大型	大型自動車免許	
中型	中型自動車免許	
普通	普通自動車免許	
大特	大型特殊自動車免許	
大自二	大型自動二輪車免許	
普自二	普通自動二輪車免許	
小特	小型特殊自動車免許	
原付	原動機付自転車免許	
け引	牽引免許	
大二	大型自動車第二種免許	
中二	中型自動車第二種免許	
普二	普通自動車第二種免許	
大特二	大型特殊自動車第二種免許	
け引二	牽引第二種免許	
二・小・原	大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許	

（新設）